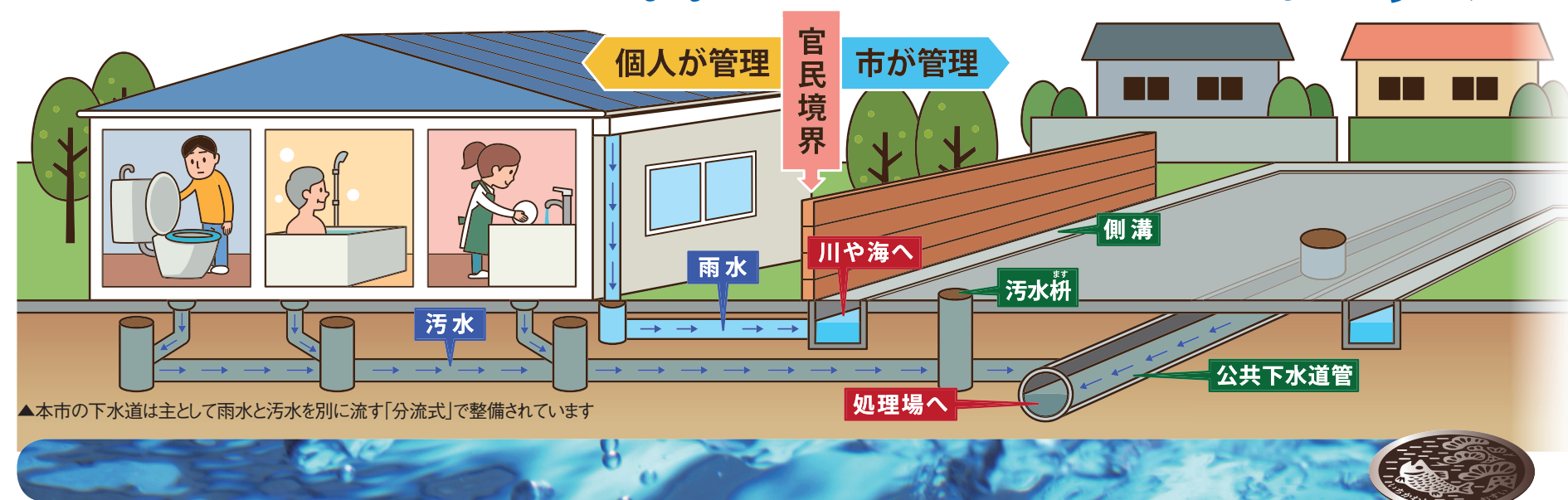


暮らしを守り環境を守る 伸びる広がる下水道



～いつも美しい流れがある市川に

9月10日は「下水道の日」です。下水道は普段私たちの目に触れない施設ですが、3つの大切な機能があります。

- 第一に、雨水をすばやく排水する機能。
- 第二に、人が快適で衛生的に暮らせるよう汚水を処理する機能。
- 第三に、汚水を処理することで川や海の水質を保全し、環境を守る機能です。

今号では、本市の下水道(汚水)の整備状況と家庭への下水道接続についてお知らせします。

☎712-6356水循環推進課

家庭に下水道を接続するまで

- ①説明会の開催と受益者負担金の納付**
公共下水道が整備されることで利益を受ける土地の所有者または権利者は、受益者負担金を納付しなくてはなりません。
受益者負担金額(円)=土地面積(m)²×単位負担金額(250円/m²)
負担金は3年間計12回に分けて納付することができます。
- ②公共下水道工事**
公共下水道管理設工事を市が行います
- ③宅地内の排水設備^{※5}接続工事を手配**
各自で指定排水設備工事業者に見積もりを依頼し契約してください
- ④排水設備新設確認申請書の提出**
この手続きは業者が代行しますが、工事の前に提出されたか確認してください。
- ⑤排水設備接続工事**
工事は、一般家庭で3～5日で終了します。
- ⑥下水道使用開始届の提出**
工事が完了したら、完了届と下水道使用開始届を市へ提出する必要があります。
- ⑦使用料の支払い**
下水道使用料は、上水道の使用水量に応じて算定し、2カ月ごとに請求されます。
例)3～4人の家庭40m²で約5000円(2カ月分)

使用料は汚水処理や公共下水道管の清掃などの費用に充てられます。

☎712-6358河川・下水道管理課

あなたの家庭の下水道

下水道ができたなら

公共下水道ができて、建物の所有者は、遅滞なく排水設備を設置して公共下水道管に接続しなければなりません(下水道法第10条)。

貸付や助成が受けられます

くみ取り便所や浄化槽を廃止して下水道に切り替える工事をする際には、費用を無利子で貸付します(上限額有り)。また、私道の下水道工事について工事費の全額を助成する制度があります。さらに、下水道に切り替えたことにより不用となった浄化槽を、雨水貯留浸透施設として転用する場合の助成制度もあります。

☎712-6358河川・下水道管理課

●平成29年度に下水道に接続可能となる地域
南大野1丁目3丁目、八幡6丁目、東菅野4丁目、宮久保3丁目、5丁目、本北方1丁目、北方2丁目、柏井町1丁目、若宮2丁目、中山2丁目、一保2丁目一部

☎712-6358河川・下水道管理課

既に接続されている方へ

正しく使おう下水道

野菜、油類、トイレトイレットペーパー以外の紙類は、下水道管が詰まるので流さないようにしましょう。

安心して利用できる下水道へ

安定したサービスを提供し続けるため、健全で持続可能な経営を実現する必要があります。そこで、市は下水道事業の経営効率化とサービスの向上などを図るため、公営企業会計への移行などに計画的に取り組んでいます。

また、平成27年度に策定した「下水道総合地震対策計画」に基づき、地盤の液化化が予測される箇所のマンホール浮上防止対策などの耐震対策を進めます。

STOP無届け接続～使用の手続きは適正に

下水道の使用にあたっては、下水道使用開始届を提出し、下水道使用料を納めなくてはなりません。無届けで接続し使用している家屋が確認されています。適正な手続きをしない無届け工事や無断接続は、使用者に対して工事のやり直しや過料が発生することがありますのでご注意ください。市では、こうした不適正な下水道使用を防ぐためのパトロールや、無届けで排水設備工事をした業者等への指導・罰則を強化していきます。

本市の下水道を支える幹線

本市を含む流域8市^{※1}の汚水が江戸川左岸流域下水道で集められ、福栄にある江戸川第二終末処理場で浄化されます。市川幹線は平成27年11月に供用開始、松戸幹線は今年度に供用開始予定です。

東京外かく環状道路(整備中)
至野田
市川ポンプ場
菅野終末処理場
国道14号
江戸川幹線
行徳幹線
浦安幹線
菅野処理区^{※2}
印旛沼・江戸川左岸連絡幹線
都市計画道路3・4・18号(整備中)
西浦処理区^{※3}
江戸川第一終末処理場(整備中)
江戸川第二終末処理場(供用中)

■ 下水道整備済区域
□ 下水道未整備区域
■ 市川幹線に流入する区域
■ 松戸幹線に流入する区域

※1 流域8市=市川市・船橋市・松戸市・野田市・柏市・流山市・鎌谷市・浦安市
※2 菅野処理区=菅野終末処理場で処理する区域 [真間・菅野地区] (将来、江戸川左岸流域下水道へ編入予定)
※3 西浦処理区=船橋市西浦下水処理場で処理する区域 [中山・二俣地区]

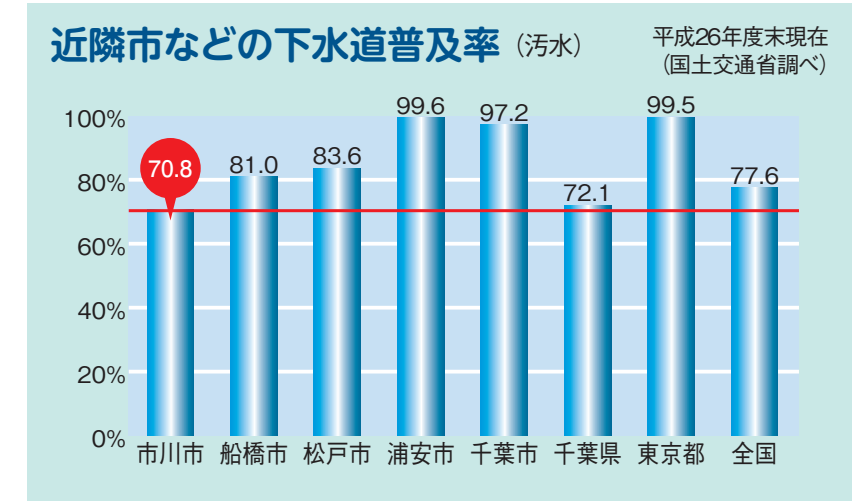
前進する北部の下水道整備

下水道は清潔で快適な生活を実現させるために欠かせない施設であり、下水道の普及はその街の文化水準のバロメーターとさえいわれています。

しかし、本市北部の下水道(汚水)は、東京外かく環状道路下に敷設される松戸幹線と都市計画道路3・4・18号下に敷設される市川幹線という2つの流域下水道(複数の市町村で使用され都道府県が管理する下水道)が未整備だったことから、整備区域を拡大できずにきました。

念願の流域下水道幹線が完成

このたび、道路工事の進展により、市川幹線が供用開始となりました。また、松戸幹線も今年度に供用開始予定です。これにより、これまで遅れていた本市北部の市街化区域の下水道整備を本格的に進めていきます。



下水道はなぜ必要なの

下水道が整備される前は、生活雑排水(風呂、洗濯、台所などの水と浄化槽の排水も雨水と同じ経路でそのまま川や海に流されていきました。しかし、下水道が整備されると、水洗化されたトイレの水はもちろん、生活雑排水も汚水として下水処理場で処理されてから、川や海に流されるようになります。

このことにより水質が保全されるほか、蚊やハエなどの害虫や悪臭の発生を防ぐことができ、街がきれいになります。